



令和7年度の定期報告の取り扱いについて

■ 調査・検査方法

国土交通省告示第974号および第53号「定期調査(点検)報告の調査・点検の項目、方法および結果の判定基準等の改正」が7月1日に施行されます。

兵庫県ならびに県内の特定行政庁(神戸市を除く)では、建物所有者の負担軽減等の観点から、特定建築物・建築設備・防火設備の定期報告の調査・検査の方法については、以下の通りになります。

1 特定建築物 防火設備は従前通り常時閉鎖扉の状況は原則特定建築物で調査を行っていただきます。

(1) 換気設備、可動式防煙壁、排煙設備、非常用照明の作動の状況等は原則特定建築物で従前通り調査いただきます。

(2) 常時閉鎖防火設備（常閉防火扉）については、以下に掲げる各階の主要なものが調査対象です。

- ① 避難経路に設けられたもの
- ② 吹き抜きに面して設けられたもの
- ③ 日常の通行が多く開閉作動の頻度が高いもの
- ④ その他安全上必要なもの

(3) 新たにスプリンクラー設備(大規模木造建築物に限る)の調査が追加され、設置の状況の調査について特定建築物にて報告いただきます。

(4) 非常用エレベーターの作動の状況は 昇降機の定期検査報告 の区分に変更されました。

2 建築設備 指定の建築規模、設備ならび報告種別、検査方法に変更はありません。

3 防火設備 指定の建築規模、防火扉ならび報告種別、検査方法に変更はありません。

■ 報告様式について

国土交通省告示改正により、令和7年7月1日よりご提出いただく様式は、以下の様式でご提出ください。

- 特定建築物：特定行政庁が定める様式
- 建築設備ならび防火設備：告示改正後の様式

なお、調査・検査を令和7年6月30日までに実施された物件については、改正前の調査方法で実施されるため改正前(従前)の様式でご提出いただくことになりますのでご注意ください。

改正告示に対応した様式は令和7年6月中旬公開予定です。今しばらくお待ちくださいますようお願いいたします。

■ 報告時期とお願い

- 1 今年度は報告開始時期が特定行政庁によって異なります。詳細は「[特定行政庁別報告期間一覧](#)」をご覧ください。
- 2 定期報告書提出にあたり、様式改正の関係から、報告書の提出は7月以降にご提出くださいますようお願いいたします。
- 3 様式改正に伴うシステム改修の都合上、オンラインによる報告は7月1日より受付けます。